

JIS

家庭用浄水器

JIS S 3241 : 2022

(JWPA/JSA)

令和 4 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清家 剛	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡田 滋彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈良 広一	長野計器株式会社
	久田 真	東北大学
	廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	細谷 恵	主婦連合会
	松橋 隆治	東京大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.7.21 改正：令和 4.1.20

官 報 掲 載 日：令和 4.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人浄水器協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 TEL 03-5776-6267)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
5 使用環境	9
6 品質	10
6.1 外観	10
6.2 性能	10
6.3 構造	13
6.4 材料	13
7 試験方法	13
7.1 一般	13
7.2 ろ過性能試験	14
7.3 最小動水圧試験	14
7.4 耐圧性能試験	14
7.5 水撃限界性能試験	14
7.6 逆流防止性能試験	15
7.7 操作性能試験	15
7.8 耐久性能試験	15
7.9 耐寒性能試験	18
7.10 浸出性能試験	18
7.11 ろ過水容量試験	19
7.12 ろ過水の衛生性能試験	19
7.13 遊離残留塩素濃度調整機構の性能試験	20
8 維持管理の実施	20
9 検査方法	20
10 こん(梱)包	21
11 表示	21
12 取扱説明書	22
附属書 A (参考) POE 形浄水器の設置及び利用に当たっての留意事項	24
解 説	30

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人浄水器協会（JWPA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 3241:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

家庭用浄水器

Household water purifiers

1 適用範囲

この規格は、ろ材を用いて水道水中の溶存物質、濁りなどを減少させる機能をもつ水処理器具のうち、主に家庭用に使用する浄水器（以下、浄水器という。）について規定する。ただし、ろ材として逆浸透膜（逆浸透膜モジュール）を使用した浄水器、及びサーバー形浄水器は除く。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7505-1 アネロイド型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計

JIS S 3201 家庭用浄水器試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS S 3201**による。

3.1

連続式浄水器（I形）

浄水がタンクなどに貯留されることなく浄水器から連続的に供給されるもののうち、水圧が常時浄水器に作用するもの

3.2

連続式浄水器（II形）

給水栓などに接続して使用する浄水器で、得られた浄水がタンクなどに貯留されることなく浄水器から連続的に供給されるもののうち、給水栓、その他の末端給水器具の二次側に取り付けて水圧が常時浄水器に作用しないもの

3.3

アンダーシンク形浄水器

連続式浄水器で、浄水器本体を流し台などの下に取り付けるもの

3.4

蛇口直結形浄水器

連続式浄水器（II形）で、使用者が給水栓などの先端に浄水器本体を直接取り付けるもの

3.5

据置形浄水器